

# 小作争議調査表

No. 107

（目録番号） 一（一）

経過	事項	原因	地主関係	関係人員	場所	發生總數	昭和十年六月二十三日
	六月五日伊田町役場にて調停委員合席にて双方自説を伺ひ毎協成せしめ初五日三三三の いさむ石地併せて解決す。	小作人の耕作手不足による減収を理由に大割乃至六割五歩の作科減額を要求せし地主は 一割五歩乃至二割の減額を主張し相方譲歩す、小作人は此の如く照し要求を遂げしむるは地主 は正しく小作調停を申請す。	十	小作人	地主 林田春次郎（外一名） 小作人 沖野比太郎（外四名）	水田 九反三畝	

（昭和十年六月分）

財團協調會福岡出張所

備考	結果
	小作人の調停の結果土地を引揚し耕作を許し合五歩を控へたこと